

## 医事法センター研究会のご案内

「新生児とりちがい事件の法律関係」

日	時	：	2018年6月18日(月)	19時～20時40分	(6限)
会	場	：	アカデミーコモン	8階	308A教室
テ	ー	マ	：	新生児とりちがい事件の法律関係	
講	師	：	鈴木利廣	先生	(医事法センター顧問)
コ	メ	ン	テ	ー	タ
		：	(1) 平田厚	先生	(家族法学から)
			(2) 小西知世	先生	(医事法学から)

古くから時として起こってきた産科医療機関での新生児のとりちがい事件。その法律関係は

- ① とりちがいを受けた新生児（2人）及びその真の母親（2人）に対する医療機関の損害賠償責任
- ② とりちがいを受けた出生児の出自を知る権利と医療機関の情報開示義務
- ③ 育ての親に対する親子関係不存在確認請求、真の親に対する親子関係存在確認請求

などなど複雑である。

いくつかの裁判例を分析しつつ、考えてみたい。

主催：明治大学専門職大学院 法務研究科  
専門法曹養成機関・医事法センター  
共催：明治大学法学部 ELM（法・医・倫理の資料館）  
申込  
専門法曹養成機関（医事法センター）  
にお申し込み下さい。  
メールアドレス：[medilaw@meiji.ac.jp](mailto:medilaw@meiji.ac.jp)

URL: [http://www.kisc.meiji.ac.jp/~centers/med\\_top.html](http://www.kisc.meiji.ac.jp/~centers/med_top.html)